

令和8年4月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第34回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和8年4月15日(水) 午前9時00分
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員
2番 山重 義則 君
4番 鈴木 喜義 君
6番 下土井 進 君
8番 寺西 久美子 君
10番 原田 淳一 君
12番 齋藤 貴之 君
5番 菅岡 利夫 君
7番 岡本 幸子 君
9番 亀山 真由美 君
11番 勝本 澄人 君
13番 宮本 三雄 君
- 4 欠席委員 3番 中元 茂雄 君
- 5 欠員 1名
- 6 説明のため出席した者
事務局長 楠原 慎太郎 君
事務局次長 中原 賢 君
- 7 記事ならびに議事録調整者
事務局主査 相本 裕紀 君

会議に付議した事項

- 議案第155号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第156号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第157号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について
- 議案第158号 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について
- 議案第159号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、伊陸日積地区担当委員の意見を求めます。

勝本委員。

11番 勝本君 整理番号1番につきましては、3月27日に事務局と委員とで現地確認を行っております。事務局の説明どおりで、現在も地元の農事組合法人が作付けを行っており、麦が植えられています。特段問題ございませんので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第155号の整理番号1番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第155号の整理番号1番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きます、議案第156号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第156号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
(5条-1) 整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積382㎡
です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は使用貸借による権利の設定です。
借受人は貸渡人の孫で、申請地に自己用住宅及び駐車場を建設するものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から北に約200mの距離にある●●●●●●●●沿いの農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は特定施設の●●●●●●から300m以内の第3種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。

審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は概ね10ha未満の小集団の第2種農地と判断され、周辺に転用目的のための土地が他になく、一般基準についても適当と考えます。

なお、道路から申請地に資材を容易に搬入するため、道路と申請地の間にある●●●●の農地の一部を進入路として、一時転用したいとの申し出がありました。今後その申請をされる予定ですが、本件に関する申請であり、設置工事の事前着工を防ぐため、本件が許可された場合は、今後申請される進入路の許可と同日付けで本件の許可書を交付したいと考えております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見を求めます。

菅岡委員。

5番 菅岡君

整理番号1番につきましては、3月27日に事務局と関係委員で現地調査をしております。申請地は宅地と道路に囲まれた土地で農地とは接しておりません。雨水についても既存の排水溝に流すとのことで、周辺農地に及ぼす影響はないと考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号2番及び3番につきまして、新庄余田地区担当委員の意見を求めます。

原田委員。

10番 原田君

整理番号2番についてですが、建売住宅を建設するとのことで現地調査を行いました。問題ございませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。3番につきましては、園芸用の資材置き場を作るとのことで、既に利用しておりますが、始末書が提出されています。問題なく利用できるのではないかと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君

整理番号2番及び3番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号2番及び3番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 続いて、整理番号4番につきまして、日積伊陸地区担当委員の意見を求めます。
山重委員。

2番 山重君 整理番号4番につきましては、3月27日に現地確認をしております。太陽光パネル設置とのことで、長年耕作放棄地となっているところですが、フェンス及び工事用の進入路につきまして、施工業者が地元の方と排水路を含めて協議をされたとのことで、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君 整理番号4番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(亀山委員が挙手)
それでは亀山委員。

9番 亀山君 整理番号4番について質問を2点させていただきます。1点目がレイアウト図にある、計画会社、株式会社●●は現存している会社でしょうか。2点目は、施工業者の事業計画において、排水の問題はどうなっていますでしょうか。教えていただきたい、よろしく申し上げます。

議長 宮本君 それでは、先に質疑のなかった整理番号1番から3番を進めて、4番は、後ほど事務局から説明をした方がいいかと思いますが、どうでしょうか。

次長 中原君 先に整理番号4番から回答します。まず1点目の株式会社●●●●●●●●●●、こちらの業者さんが実際に存在するののか否かとのことですが、法人さんからの

9番 亀山君 ●●●●●●●●ではなく●●。ここには株式会社●●でレイアウト図が出ておりますので、この業者が現存するのかと聞いております。

次長 中原君 ●●は系列会社であり、実際の申請、受人は株式会社●●●●●●●●●●代表取締役・●●●●●●●●から受人として申請をいただいております。その関係で●●●●●●●●●●から依頼を受けて計画図面を付けておられるのだと思います。株式会社●●●●●●●●●●につきましては、本件に限らず法人からの申請につきましては、法人登記簿の添付をお願いしております。本件につきましても株式会社●●●●●●●●●●から法人登記簿は添

付されています。

2点目の水路ですが、現在既存の水路が雨水等により土砂が流れ込んでおり、潰れているとのことですが、本件の太陽光設置工事によって潰れる、潰れたというものでは現段階ではございませんので、不許可相当の理由には、当たらないと考えております。以上になります。

議長 宮本君 亀山委員、他に何かありますか。

9番 亀山君 水路は作らないというふうに出ているということによろしいですか。

次長 中原君 この申請書は3月24日付で事務局が受付をしておりますが、この申請書の内容には、新規の水路を開設するとは入っておりません。ただ先日、受人の法人さん、近隣の農地所有者さん、自治会長さんが集まり、今後の水路についての話し合いを行ったと聞いております。

議長 宮本君 亀山委員、よろしいですか。

9番 亀山君 審議の場で言わせてもらいます。質問は今のよろしいです。

議長 宮本君 他にご意見ないでしょうか。
(下土井委員が挙手)

6番 下土井君 整理番号4番については、農振農用地の関係はどうなっていますか。

次長 中原君 調書の説明でも申し上げましたが、農振農用地外、農地区分については、第2種農地ということで、申請、転用の許可については問題ございません。

6番 下土井君 外れているということですね。図面の道より左側は全て外れているということですか。

次長 中原君 その通りでございます。

議長 宮本君 他に意見はございませんか。
(亀山委員が挙手)
それでは亀山委員。

9番 亀山君 今の事務局の回答に対して確認ですが、4月9日に周辺の農家さん、自治会長さん、業者さん、株式会社●●●●●●●●の営業の方に来て

いただいて現地を確認しました。その時に株式会社●●●●●●●の営業の方が言われるには、株式会社●●は昨年11月に清算している。そのため、事務局に提出された計画書は古いものだと言われました。系列会社ではなく、株式会社●●は既に清算している会社で、それを引き継いで●●●●●●と●●●●●●●が事業を行っている段階だと言われました。ですので、このレイアウト図は古いものだと4月9日に確認しました。変更する予定もあると言われました。

次長 中原君 今皆さんにお配りしている、計画図の右下に株式会社●●とありますが、昨日、株式会社●●●●●●●の営業の●●氏から、計画図を表記を株式会社●●●●●●●に訂正したものを受け取っております。しかし、差し替えを失念しておりましたので、古い資料のままとなっております。申し訳ありません。

9番 亀山君 4月9日に●●●●●●●の●●さんは、パネルの設置場所もフェンスの位置も変わると言われましたが、そこは変更になっておりますでしょうか。

次長 中原君 昨日、●●氏から説明を受けた内容といたしましては、パネルの設置位置の変更は聞いておりません。フェンスの設置位置の変更は聞いております。

9番 亀山君 計画図は新しいものが出たことを確認させていただきました。排水の問題ですが、対象農地の南側の農家さんが、長年ここの圃場は除草剤を大量に使っておられて、圃場の中も法面もかなり脆弱している状況です。水路が今現在潰れているのであれば、新たな水路を作ってもらわなければ困るという意見が4月9日にありました。営業の●●さんが、既存の水路を触らずにその内側に手掘りで水路を設置しましょうと口頭で言われました。ただ上層部に、あがってどのようになるかは、わかりませんということでした。15日の総会には、間に合わないの、後日地元の方に説明になりますとのことでした。

次長 中原君 先日、委員さん方と現地確認をした時点で、その場では既存の水路については、特別疑義の話はございませんでした。この度、関係者の方が再度現地に集まり、協議をされた中で、新たに水路を作ることであれば、後日計画図にその水路を反映させたものを差し替え、もしくは計画変更の図面が提出されるものだと思います。今の時点で、水路が関係することで、整理番号4番について不許可には当たらないと考えています。

9番 亀山君 水路の話もされたんですが、脆弱している法面も確認されたので、法面の補強もすると●●氏は言われました。そのあたりの確認を事務局がしていないのに、適当と言われるのが納得いかなくて、周辺農地への営農条件への影響が今の段階では、全く問題ないと言えないのではないかと。ですので、きちんとした計画が出てきて、工事の進入路の申請が今から出てくるということで、地元の方、農家さんへの説明があったうえで、そういう条件を付けたうえで認可というのであれば、納得できますが、今日の段階で無条件で許可というふうには、私は思えません。

議長 宮本君 この件については、進入路をつける関係で来月の総会にそのあたりが、出てくると思いますので、その時点で決定すればいいのではないのでしょうか。

他にご意見はございますか。

(下土井委員が挙手)

それでは、下土井委員。

6番 下土井君 いままでの論議は今日の内容から変わる可能性があるとのことで、進入路の関係もあるため、それが出た段階で一括で判断をしたほうが良いと思います。

ですから5条は整理番号1番から3番まで判断すべきではないかと思えます。

議長 宮本君 整理番号4番については、来月一時転用も出てくると思いますので、今回は見送って来月審議ということでよろしいのではないのでしょうか。

それでは、整理番号1番から3番まで他にご意見ございませんか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番から3番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第156号の整理番号1番から3番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第156号の整理番号1番から3番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第157号を上程します。
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限

されますので、原田委員と下土井委員は議事に参与しないこととします。

それでは、事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君 議案第157号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和8年3月25日付けで農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は7件14筆 地目 田 合計面積31,584㎡です。

相対等の利用権設定は、令和7年4月から農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化されております。

よって、令和7年4月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行う、公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約となります。

契約手続きの方法として、従来の2段階方式と相対に替わる一括方式の2通りがあり、本件は一括方式での契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第157号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第157号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第158号を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君 議案第158号 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和8年3月23日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は3件6筆 地目 田 合計面積14,100㎡です。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は1段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございませんでしょうか。
（菅岡委員が挙手）
それでは菅岡委員

5番 菅岡

確認ですが、前の議案の過去の利用権の更新新規と今回の議案の新規更新はどのような違いがありますか。

主査 相本君

議案を作成した者がそれぞれ違うため、違う標記となっておりますが、意味は同じです。

5番 菅岡

統一した方がよろしいのではないのでしょうか。

主査 相本君

今後は統一していきたいと思えます。

議長 宮本君

他にご意見ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり。）
異議なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第158号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員異議なく挙手）

全員挙手と認めます。

よって、議案第158号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第159号を上程します。
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、私は議事に参与しないこととします。

よって、議長の任を齋藤会長職務代理にお願いします。

職代 齋藤君 それでは、議長を務めさせていただきます。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第159号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について、ご説明いたします。
農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和8年3月23日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。
中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、広告することにより受け手に農地が貸し付けられます。
貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は2段階目の契約です。
以上で、事務局からの説明を終わります。

職代 齋藤君 以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございませんでしょうか。
（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。

職代 齋藤君 それでは、質疑を終了し、議案第159号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
（全員異議なく挙手）
全員挙手と認めます。
よって、議案第159号につきましては、可決・承認と決めます。

職代 齋藤君 それでは、議長の任を宮本会長にお返しします。

議長 宮本君 以上をもちまして総会は閉会とします。
（閉会 午前 9時 44分）